

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	防衛行政の主な課題 －高市内閣における連立政権合意書の安全保障政策－
著者 / 所属	尾崎 陽一 / 外交防衛委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	482号
刊行日	2026-3-16
頁	60-74
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20260316.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

防衛行政の主な課題

—高市内閣における連立政権合意書の安全保障政策—

尾崎 陽一

(外交防衛委員会調査室)

1. はじめに
2. 三文書前倒し改定—対GDP比2%の予算水準の議論—
3. 三文書前倒し改定—非核三原則の堅持の議論—
4. VLS（垂直発射装置）搭載潜水艦の保有
5. 防衛装備移転三原則の運用指針の5類型撤廃
6. 自衛隊の階級等の国際標準化

1. はじめに

2025年10月20日、自由民主党と日本維新の会は、連立政権を樹立することで合意し、高市早苗自由民主党総裁・吉村洋文日本維新の会代表・藤田文武日本維新の会共同代表は、「自由民主党・日本維新の会 連立政権合意書」（以下「連立政権合意書」という。）に署名した。21日、石破茂内閣が総辞職し、高市早苗内閣が発足した。24日、高市総理は、第219回国会（臨時会）冒頭の所信表明演説において、「2022年12月の国家安全保障戦略をはじめとする三文書¹の策定以降、新しい戦い方の顕在化など、様々な安全保障環境の変化も見られます。我が国として主体的に防衛力の抜本的強化を進めることが必要です」「来年中に三文書を改定することを目指し、検討を開始します」²と述べた。この点について、連立政権合意書は、「戦後最も厳しく複雑な戦略環境の変化に伴い、戦略三文書を前倒しで改定する」とする。防衛省は、防衛力変革推進本部を設置し、防衛力の抜本的強化を加速するための検討及び国家安全保障戦略等の改定に資する検討を行うこととした。

2026年2月18日、衆議院議員総選挙の結果を受けて、第二次高市内閣が発足した。高市総理は、2月20日、第221回国会（特別会）冒頭の施政方針演説において、連立政権合意書

¹（戦略）三文書とは、「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」（いずれも2022年12月16日の国家安全保障会議決定及び閣議決定）をいう。

² 第219回国会衆議院本会議録第2号4頁（令7.10.24）、第219回国会参議院本会議録第2号5頁（令7.10.24）

の内容を一つ一つ実現していくとし、本年中に三文書を前倒しで改定するとした³。

本稿では、連立政権合意書の安全保障政策のうち主なもの⁴について、課題の状況及び課題と過去の政府見解との関係を整理する。また、三文書の前倒し改定の内容は、連立政権合意書に明記されていないが、検討される可能性のある課題として、対GDP比2%の予算水準と非核三原則の堅持を取り上げる。なお、肩書はいずれも当時のものである。

2. 三文書前倒し改定—対GDP比2%の予算水準の議論—

(1) 課題の状況

国家安全保障戦略は、「必要とされる防衛力の内容を積み上げた上で、同盟国・同志国等との連携を踏まえ、国際比較のための指標も考慮し、我が国自身の判断として、2027年度において、防衛力の抜本的強化とそれを補完する取組をあわせ、そのための予算水準が現在の国内総生産（GDP）の2%に達するよう、所要の措置を講ずる」とする。

この予算水準について、2025年3月、コルビー米国防次官候補（後に戦争次官）は、米国内閣軍事委員会の指名承認公聴会で、中国・北朝鮮の脅威に直面している日本がGDPの2%というのは理解できず、できる限り早く最低でもGDP比3%とすべきで、これを米国が支援するための最善の方法は、「日本に対し明確に伝えることだ」⁵と述べた。中谷元防衛大臣は、この見解を承知しており、「金額とかGDP比の割合ありきではなくて、中身をしっかりと説明して日本の姿勢を示すことが大切」⁶とした。

高市総理は、同年10月28日のトランプ米国大統領との首脳会談の際、「私がトランプ大統領から何の数字も規模感も伝えられていないということは事実」⁷とした。同月29日の小泉進次郎防衛大臣とヘグセス米戦争長官との共同記者会見の際、同長官は、米国から日本に何か要求したことは一切ない、日本は、相互尊重、共通の価値観、互惠的関係に基づき情勢認識も共有しており、日本に何をすべきか指示する必要はないと述べたとされる⁸。

同年12月5日に発表された米国の「国家安全保障戦略2025」は、第一列島線の同盟国及びパートナー国に防衛費を増額させること等により、台湾の制圧等をしようとするいかなる試みも拒否する米国及び同盟国の能力が強化される旨記載する⁹。2026年1月23日に発表された米国の「国家防衛戦略2026」は、トランプ大統領は、NATOのハーグサミットで、GDPの3.5%を中核軍事費に、1.5%を安全保障関連経費に充て、合計5%を防衛費に充

³ 第221回国会衆議院本会議録第2号（令8.2.20）、第221回国会参議院本会議録第2号（令8.2.20）

⁴ 連立政権合意書には、本稿で取り上げた政策のほか、①「反撃能力を持つ長射程ミサイル等の整備及び陸上展開先の着実な進展を行う」、②「自衛隊の運用に係る組織の効率化及び統合作戦司令部の一元的指揮統制の強化のため、自衛隊の区域統合及び中間結節点の簡素化等を着実に実施する」、③「防衛産業に係る国営工場及び国有施設民間操業（GOCO：Government Owned, Contractor Operated）に関する施策を推進する」、④「自衛官の恩給制度の創設を検討する」という政策の記載がある。①及び②については現在の施策の着実な実施に関する政策と考えられ、③及び④については具体的内容が明らかではなく、本稿では取り上げない。

⁵ 米国内閣軍事委員会ウェブサイト〈https://www.armed-services.senate.gov/imo/media/doc/colby_apq_responses1.pdf〉（以下、URLの最終アクセスの日付はいずれも2026.2.20）

⁶ 第217回国会衆議院安全保障委員会議録第2号5頁（令7.3.21）

⁷ 第219回国会衆議院予算委員会議録第4号24頁（令7.11.11）

⁸ 第219回国会衆議院予算委員会議録第6号35頁（令7.12.9）小泉進次郎防衛大臣答弁

⁹ National Security Strategy of the United States of America November 2025 p.24 〈<https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2025/12/2025-National-Security-Strategy.pdf>〉

てるという新しい世界基準を設定したが、世界中の米国の同盟国¹⁰及びパートナー国にこの基準を満たすように提唱していく¹¹とした。木原稔内閣官房長官は、この記載を承知しているが、金額ありきではなく大事なのは防衛力の中身であるとし、現時点で特定の水準を念頭に置いているものではなく、米国との間で緊密に連携を続けていく¹²と述べた。

2026年1月28日、コルビー米戦争次官が訪日、日本の外務・防衛当局者と会談した。「防衛費について具体的な数字をあげた要求はなかった」（防衛省幹部）¹³、同次官は「防衛費増額にきちんと対応するよう求めた」（複数の日本政府関係者）¹⁴と報道された。

（２）課題と過去の政府見解との関係

防衛予算の編成については、憲法及び基本的な防衛政策に従う¹⁵とされる。我が国が保持し得る防衛力には、「自衛のための必要最小限度」という憲法上の制約があり、我が国の防衛力の全体がこの制約の範囲内にとどまることを要することから、自衛権の限界内の行動の用にのみ供する意図でありさえすれば、無限に保持することが許されるというものではない¹⁶とされる。かつて、防衛費のGDP比1%枠について、政府は、防衛費は、憲法及び基本的防衛政策に基づく防衛力整備の必要性のほか、財政、経済事情、他の施策との調和、国民世論等総合的に勘案して決められるべきものであり、仮に1%を超えることがあってもすぐ2%になるといった性格のものではない¹⁷とした。

岸田文雄総理は、GDP比2%は、国民の命を守り抜けるか、極めて現実的なシミュレーションを行い、必要となる防衛力の内容を積み上げた結果であり、数字ありきではない¹⁸とした。高市総理は、今後の防衛力の具体的な内容や防衛費の水準は、具体的に必要なものを現実的に積み上げていき¹⁹、米国の要求を受けて決定する性質のものではない²⁰とし、我

¹⁰ 韓国政府が発表した2025年11月14日の「李在明大統領及びドナルド・トランプ大統領間会談共同声明資料」は、「李大統領は、可能な限り速やかに韓国の法的要件に合致するよう国防費支出をGDPの3.5%に増額するという韓国の計画を共有し、トランプ大統領はこれを歓迎した」とする（韓国大統領府ウェブサイト〈<https://www.president.go.kr/newsroom/briefing/PyaGplwE>〉）。

¹¹ 2026 National Defense Strategy, p. 4 〈<https://media.defense.gov/2026/Jan/23/2003864773/-1/-1/0/2026-NATIONAL-DEFENSE-STRATEGY.PDF>〉

¹² 木原稔内閣官房長官記者会見（令8.1.26）〈https://www.kantei.go.jp/jp/tyoukanpress/202601/26_a.html〉

¹³ 『産経新聞電子版』（令8.1.28）〈<https://www.sankei.com/article/20260128-V7HMZ3FZVVLCLIQIIP4QWEV6CU/>〉

¹⁴ 『朝日新聞』（令8.2.14）

¹⁵ 第96回国会参議院本会議録第13号8頁（昭57.4.14）伊藤宗一郎防衛庁長官答弁

¹⁶ 安保条約と防衛問題等に関する質問に対する答弁書（内閣衆質61第2号、昭44.4.8）

¹⁷ 第95回国会衆議院安全保障特別委員会議録第2号11頁（昭56.11.9）大村襄治防衛庁長官答弁

¹⁸ 第211回国会衆議院本会議録第16号14頁（令5.4.6）

¹⁹ 第219回国会衆議院予算委員会議録第4号24頁（令7.11.11）

²⁰ 第219回国会衆議院予算委員会議録第7号（令7.12.10）。なお、米国が日本に防衛費増強の要請をしたことを政府は認めたが、大幅な増額をしなかった事例がある。1979年12月、ソ連はアフガニスタンに対する軍事介入を行った。「大変違法な行為」（第91回国会衆議院予算委員会議録第2号27頁（昭55.1.31）原徹防衛庁防衛局長答弁）とされた。NATOは、ソ連の軍事力増強に対応して、1978年5月の首脳会議において防衛費の実質年3%の増加等の決定を行った。政府は、「特にアフガニスタン事件は、ソ連の意図に対する西側諸国の不信の念を強めさせ、西側陣営の中における軍備増強の必要性についての共通認識を更に強めさせた」（防衛庁『日本の防衛』（1980年）5頁）とし、「国際軍事情勢」は「とりわけアフガニスタンへの侵攻以降は厳しさを増してきている」（第95回国会衆議院行財政改革に関する特別委員会議録第7号43頁（昭56.10.16）大村襄治防衛庁長官答弁）とした。政府は、1980年1月半ば、ブラウン米国防長官と久保田円次防衛庁長官の会談の際、「やや抽象的」だが「一般論としての日本の防衛費の増強の要請があり」、同年3月

が国の保有する防衛力が自衛のための必要最小限のものであることに何ら変わりはない²¹とした。必要となる防衛力の内容を積み上げた結果、国民の命を守り抜くには2%が必要であるという説明からは、三文書改定で2%を超えれば、2%では国民の命を守り抜けなくなるほどの事情の変化があったのか、あったとすればその変化は何か議論となり得る。防衛力整備の必要性に疑義があれば、防衛力整備が「自衛のための必要最小限度」か憲法上の疑義が生じ得るが、「自衛のための必要最小限度」は定量的に定められない²²こともあり、政府が事情の変化についてどれだけ具体的な論拠を示すかが焦点となるだろう。

3. 三文書前倒し改定－非核三原則の堅持の議論－

(1) 課題の状況

国家安全保障戦略は、「非核三原則を堅持するとの基本方針は今後も変わらない」とする。この記述について、高市総理は編著²³で、「唯一、『国家安全保障戦略』の閣議決定直前に私が抵抗し」、「削除して欲しい旨を要請」したが「要望は叶いませんでした」としていた。非核三原則の見直しは、連立政権合意書には明記されていないが、政府・与党において見直しの検討を進める動きがあると報じられている²⁴。

高市総理は同書において、削除を求めた理由として、「日本は『核不拡散条約』の締結国ですから、非核三原則のうち「持たず」「作らず」は引き続き堅持する²⁵にしても、「持ち込

の大来佐武郎外務大臣訪米時に「いわゆる中業前倒しというようなことも含めまして要請があった」（第91回国会参議院内閣委員会会議録第9号5頁（昭55.4.22）細田吉藏防衛庁長官答弁）とした。防衛関係費のGNP比1%以上の可能性について、大来外務大臣は、「日本の財政状態、国内のコンセンサス、そういう状況から考えまして、なかなかGNP1%に到達すること自体が大変むずかしい問題だろう」「そういう日本の国内の情勢に対して、アメリカが過大な期待を持たれては困るという気持ちの一つがあったことは事実」「大きく従来のこの日本国民が第二次大戦後に選びました世界の中の生き方と申しますか、そういうものを踏み外すということは、あるべきでもないし、またそういう情勢でもない」（第91回国会参議院外務委員会会議録第3号8頁（昭55.3.27））とした。防衛関係費予算の対GNP比は、1980年度が0.9%で、米国の対日要請後の1981年度は0.91%となり（防衛庁『日本の防衛』（1981年）256頁）、1%を超えたのは1987年度である。当時、ソ連は、北方領土に地上軍部隊を配備し、基地を建設（第91回国会衆議院安全保障特別委員会会議録第2号3頁（昭55.4.26）細田吉藏防衛庁長官答弁）、南シナ海に艦艇を10隻以上展開し、航空機による偵察、哨戒飛行を行い、インド洋に約30隻の艦艇を継続的にプレゼンスさせ得る態勢を確保し（第94回国会衆議院安全保障特別委員会会議録第2号1頁・2頁（昭56.2.25）大村襄治防衛庁長官答弁）、極東地域に戦略核戦力の約30%程度と約300基保有しているSS20中距離弾道ミサイルの4分の1を少し上回る程度を配備していた（第96回国会参議院外務委員会会議録第8号3頁（昭57.4.22）三井康有防衛庁防衛局調査第二課長答弁）。ソ朝友好協力相互援助条約は、ソ連と北朝鮮の集団的自衛権を規定していた。なお、現在のロシア軍の兵力は、旧ソ連のピーク時の概ね2割程度（2025年10月防衛省「我が国周辺におけるロシア軍の動向について」（https://www.mod.go.jp/j/surround/pdf/rus_d-act.pdf））である。

²¹ 第221回国会衆議院本会議録第3号（令8.2.24）

²² 第112回国会参議院予算委員会会議録第18号6頁（昭63.4.6）味村治内閣法制局長官答弁

²³ 高市早苗編『国力研究』（産経新聞出版、2024年）。以下の同書の引用は、同書18頁・19頁。

²⁴ 例えば、高市総理が三文書改定に伴い非核三原則の見直しを検討していることを複数の政府関係者が明らかにした旨（『東京新聞』（2025.11.15））、政権内で浮上する見直し論は、「持ち込ませず」を削除する案で、日本国内に米国の戦術核を置くことを念頭に置くものである旨（『日本経済新聞』（2025.11.19））、自民党の小野寺五典安全保障調査会長は2025年12月21日のNHK番組で、非核三原則の在り方について議論が必要だと言明した旨（『東京新聞』（令7.12.22））報道されている。

²⁵ 核兵器を「持ち」「作る」ということは、日本が核武装するということであるが、そのためには、制度論として、憲法上、核兵器が自衛のための必要最小限度にとどまるもの（第84回国会参議院予算委員会会議録第23号2頁・3頁（昭53.4.3）真田秀夫内閣法制局長官答弁）でなければならず、「非常に小型な核兵器であるとか性能が非常に弱いような核兵器」がもし開発されればそのようなもの（第71回国会参議院予算委員会会議

ませず」については「米国の拡大抑止の提供」を期待するのであれば、現実的ではありません」、「拡大抑止の提供を含む日米同盟は、我が国の安全保障政策の基軸であり続ける」との記載と矛盾する」、「守るのは、国民の命か、非核三原則か」という判断を迫られるような究極の事態に至った場合に、「非核三原則を堅持する」の文言が邪魔になることを懸念していました」とした。民主党政権の岡田克也外務大臣は、核の一時的寄港を認めないと「日本の安全が守れない」事態が発生すれば、そのときの政府が「政権の命運をかけて決断をし、国民の皆さんに説明する」²⁶、「非核三原則というものはあくまでも守るのか、それとも国民の生命の安全ということを考えてそこで異なる決断を行うのか、それはそのときの政府の判断の問題であって、今からそのことについて縛ることはできない」²⁷と答弁した。高市総理は同書においてこの答弁を引用し、「非核三原則を堅持する」と明記する必要性はなかったはずだと、今も残念に思っています」とした。

高市内閣は、非核三原則について、現段階で政府としては政策上の方針、国是として堅持しているとし²⁸、「持ち込ませず」は、上記の岡田外務大臣答弁を引き継ぐとした²⁹。高市総理は、三文書の見直しに向けた作業で、明示的に見直しを指示した事実はない³⁰とした。

（２）課題と過去の政府見解との関係

米国は、1991年のブッシュ・イニシアチブにおいて海軍の水上艦艇、攻撃型潜水艦、陸上配備航空機からの戦術核兵器の撤去を表明、1994年の「核態勢の見直し（NPR）」で水上艦艇及び空母艦載機から戦術核兵器の搭載能力の撤去を決定、2010年のNPRで水上艦艇及び通常型潜水艦からの核兵器の撤去を含め、太平洋地域からの前方展開の核兵器の撤退を表明、2018年のNPRで冷戦後アジア配備の全ての核の撤去を表明した。そのため、政府は、核兵器搭載の米艦船又は航空機の日本への寄港、飛来、通過は、現状において想定されない³¹としており、平時の「持ち込ませず」を見直す必要性が議論となり得る。

では、有事における持ち込みの可能性はあるか。米国が同盟国及びパートナー国に提供する核抑止体制は、大陸間弾道ミサイル（ICBM）、潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）及び戦略爆撃機から成る。ICBMについては、射程が「大陸間」であり持ち込む必要はない。戦略ミサイル原子力潜水艦から発射されるSLBM（トライデントⅡの射程距離は

録第7号20頁（昭48.3.20）吉國一郎内閣法制局長官答弁）である。国際法上は、核兵器不拡散条約から脱退する必要がある。同条約からの脱退を通告した先例は、1993年及び2003年に脱退を宣言した北朝鮮のみである。核兵器の製造には核実験が必要なため、包括的核実験禁止条約（未発効）からも脱退する必要がある。地下核実験は大気圏内、宇宙空間及び水中における核兵器実験を禁止する条約で許容されているが、地下核実験場の設置場所が問題となる。核物質等の核兵器利用を禁止する二国間原子力協力協定には終了させる必要があるものもある。国内法上は、原子力利用を平和の目的に限る原子力基本法を改正する必要がある。

²⁶ 第174回国会衆議院外務委員会議録第5号6頁（平22.3.17）岡田克也外務大臣答弁

²⁷ 第174回国会参議院決算委員会議録第5号16頁（平22.4.12）岡田克也外務大臣答弁

²⁸ 「政策上の方針」については、第219回国会衆議院予算委員会議録第4号20頁（令7.11.11）高市早苗内閣総理大臣答弁。「国是」については、原子力潜水艦の保有及び非核三原則に関する質問に対する答弁書（内閣参質219第79号、令7.12.26）

²⁹ 第219回国会衆議院予算委員会議録第6号（令7.12.9）高市早苗内閣総理大臣答弁

³⁰ 第219回国会国家基本政策委員会合同審査会議録第1号6頁（令7.11.26）高市早苗内閣総理大臣答弁、第219回国会衆議院予算委員会議録第6号（令7.12.9）高市早苗内閣総理大臣答弁

³¹ 第208回国会衆議院外務委員会議録第11号8頁（令4.4.27）市川恵一外務省北米局長答弁

7,360km³²)については、本来戦略核を積んだ潜水艦は米国本土の周りにいることが通常であり、別にわざわざ極東まで来る必要はない³³とされる。また、戦略爆撃機については、戦略核を積む場合は基本的に核の残存率を高める場合で、米国内にある航空機が非常に危機的状況になれば空中に存在することによっていざという攻撃に備えるものであり、日本に来るといことは基本的には考えられない³⁴とされる³⁵。陸上配備については、欧州大陸と異なり、日本列島は縦深性に乏しく³⁶、日本への核攻撃³⁷に対して日本の領土から第二撃を撃つ能力は実質上意味がない³⁸とされる。実質的には第一撃のみが意味を持つという限界があってもなお米国が核兵器を日本に陸上配備する可能性はあるのかが議論となり得る。1991年のブッシュ・イニシアチブについて、中山太郎外務大臣は「政府としてはこれを歓迎」とし、池田行彦防衛庁長官は「米国の抑止力の信頼性に影響を与えるものではない」とした³⁹ことから、米国の将来の核再配備の可能性を日本が仮定して「持ち込ませず」をやめた場合、日本は核兵器の撤去という核軍縮の成果の永続化を望まないのか、現在の米国の戦略核による抑止力では不十分かが議論となり得る。もっとも、戦術核については、攻撃型原子力潜水艦に搭載されていた核弾頭搭載海上発射対地攻撃型トマホーク巡航ミサイル(T L A M-N)は退役し、弾頭は全て解体された⁴⁰が、2025年12月22日、トランプ大統領は、核弾頭搭載海上発射巡航ミサイル(S L C M-N)⁴¹を搭載するトランプ級戦艦の建

³² 米海軍ウェブサイト <<https://www.navy.mil/Resources/Fact-Files/Display-FactFiles/Article/2169285/trident-ii-d5-missile/>>

³³ 第174回国会衆議院安全保障委員会議録第2号5頁(平.22.3.11)岡田克也外務大臣答弁

³⁴ 第174回国会参議院決算委員会議録第5号16頁(平.22.4.12)岡田克也外務大臣答弁

³⁵ グアム(東京から約2,500 km)のアンダーセン空軍基地にローテーション配備されたB-52戦略爆撃機(無給油で航続距離14,080 km。米空軍ウェブサイト <<https://www.af.mil/About-Us/Fact-Sheets/Display/Article/104465/b-52h-stratofortress/>>)、B-2戦略爆撃機(無給油で航続距離9,600 km。米空軍ウェブサイト <<https://www.af.mil/About-Us/Fact-Sheets/Display/Article/104482/b-2-spirit/>>)であれば、グアムから核攻撃の目的地に直接飛行すればよく、日本の領域の通過・着陸は不要ではないか。

³⁶ 第141回国会衆議院外務委員会議録第5号11頁(平.9.11.28)金澤博範防衛庁防衛局計画課長答弁。坂田道太防衛庁長官は、「わが国の防衛というのは、核の攻撃に対してはもう無力でございますね。日本列島そのものが縦深性がございませんし、地勢上も非常に都市集中だし弱いわけです。」(第75回国会衆議院内閣委員会議録第24号31頁(昭.50.6.17))とする。

³⁷ 核兵器の爆発エネルギーは、TNT火薬で、広島原爆は15キロトン分、長崎原爆は21キロトン分だった(第169回国会衆議院予算委員会議録第五分科会第1号21頁(平.20.2.27)西山正徳厚生労働省健康局長答弁)が、現在の核兵器の威力は桁違いに大きく、例えば、中国の核兵器については、ICBMである東風DF-5Aは4,500キロトン、中距離弾道ミサイルである東風DF-26は425キロトン、SLBMである巨浪JL-2は700キロトン、巨浪JL-3は425キロトンと推定されている(長崎大学核兵器廃絶研究センターウェブサイト <https://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/nuclear1/nuclear_list_202506/china202506>)。

³⁸ 日本の核武装について、「日本列島の構造を見ましても、人口が稠密で一カ所に集中しているというタイプであって、したがって第二撃能力というものは実質上意味がないことになっているわけです。国民生活を破壊されて、第二撃能力というものがあっても意味がない。ところがフランスとか大陸の国は縦深性があるから生き残る部分もかなりある。」(第63回国会衆議院内閣委員会議録第29号8頁(昭.45.8.18)中曾根康弘防衛庁長官答弁)とされる。

³⁹ 第121回国会衆議院国際平和協力等に関する特別委員会議録第5号5頁(平.3.9.30)

⁴⁰ “Report of the United States of America Pursuant to Actions 5, 20, 21 of the 2010 Nuclear Non-Proliferation Treaty Review Conference Final Document,” April 29, 2014, p. 7. <<https://unoda-web.s3.amazonaws.com/wp-content/uploads/2014/04/US-Report-2014-May1.pdf>>。

⁴¹ S L C M-N導入の米国の議論については、米国議会調査局ウェブサイト参照。<<https://www.congress.gov/crs-product/IF12084>>

造を発表した⁴²ことから、その動向が注目される。

4. VLS（垂直発射装置）搭載潜水艦の保有

（1）課題の状況

連立政権合意書は、「長射程のミサイルを搭載し長距離・長期間の移動や潜航を可能とする次世代の動力を活用したVLS搭載潜水艦の保有にかかる政策を推進」とする。政府は、現時点で次世代の動力について具体的に決まっていることはなく⁴³、開発中の全固体電池や燃料電池といった技術も含め、何かに決め打ちをしてはいない⁴⁴とした。小泉防衛大臣は、原子力潜水艦の保有について、あらゆる選択肢を排除しない⁴⁵とした。

（2）原子力潜水艦の保有に関する政策上の論点

小泉防衛大臣は、原子力潜水艦の特徴として、①長時間の潜行や無補給で長期間の行動が可能であるという一方で、通常動力型の潜水艦に比べて、水中での静粛性が劣るとされていること、②原子力機関そのものが高価格なこと、③船体も大型化の必要があること、④原子力機関の維持整備や運用に特殊な専門技術が必要なことを挙げた⁴⁶。

（3）原子力潜水艦の保有に関する制度上の論点

ア 日本国憲法との関係

政府は、原子力を自衛艦の推進力として使用することは憲法上禁止されない⁴⁷とする。

イ 原子力基本法との関係

原子力基本法第1条は、「原子力の研究、開発及び利用」を「原子力利用」と規定し、第2条第1項は、「原子力利用は、平和の目的に限り」と規定する。1965（昭和40）年、愛知揆一科学技術庁長官は政府統一見解を示し、「自衛隊が殺傷力ないし破壊力として原子力を用いるいわゆる核兵器を保持することは、同法の認めないところであり」「原子力が殺傷力ないし破壊力としてではなく、自衛艦の推進力として使用されることも、船舶の推進力としての原子力利用が一般化していない現状においては、同じく認められない」⁴⁸とした。その上で、従来の政府答弁は、次のとおりであったと考えられる。【論点①：政府統一見解に言う「一般化」とは何か】については、【答弁①：原子力商船が一般化する状況である】⁴⁹。【論点②：現状は一般化しているか】については、【答弁②：現状は一

⁴² 米国海軍ウェブサイト〈<https://www.navy.mil/Press-Office/Press-Releases/display-pressreleases/Article/4366856/president-trump-announces-new-battleship/>〉

⁴³ 第219回国会衆議院安全保障委員会議録第2号10頁（令7.11.18）萬浪学防衛省防衛政策局長答弁

⁴⁴ 小泉防衛大臣閣議後会見（令7.10.31）〈<https://www.mod.go.jp/j/press/kisha/2025/1031a.html>〉

⁴⁵ 小泉防衛大臣就任会見（令7.10.22）〈https://www.mod.go.jp/j/press/kisha/2025/1022a_r.html〉

⁴⁶ 小泉防衛大臣閣議後会見（令7.10.31）〈<https://www.mod.go.jp/j/press/kisha/2025/1031a.html>〉

⁴⁷ 第219回国会参議院外交防衛委員会会議録第4号（令7.12.16）小泉進次郎防衛大臣答弁

⁴⁸ 第48回国会衆議院科学技術振興対策特別委員会議録第15号（昭40.4.14）愛知揆一科学技術庁長官答弁

⁴⁹ 「一般に商船が原子力にすべてかわるとか、そういう時代」（第67回国会衆議院予算委員会議録第5号24頁（昭46.10.29）西村直己防衛庁長官答弁）、「あらゆる商船、タンカー、いろんな船というものをひっくりめまして、原子エネルギーで航行ができるようになったという時点」「少なくとも原子エネルギーによってあらゆる船が動く状況」（第68回国会参議院内閣委員会会議録第18号18頁（昭47.6.8）江崎真澄防衛庁長官

般化していない⁵⁰。【論点③：現状では保有できるのか】については、【答弁③：現状では保有できない⁵¹】。【論点④：「一般化」した場合、理論的に保有可能か】については、【答弁④：将来原子力商船が一般化した場合、保有の可能性を否定するものではない⁵²】。【論点⑤：「一般化」した場合に政府は保有する方針か】については、【答弁⑤：推進力として原子力の利用が一般化した状況というものが現在においては想像の域を出ないため、将来については想像をもとに政府の方針を述べるわけにはいかない⁵³】。

これに対し、高市内閣の小泉防衛大臣は、【論点①：政府統一見解に言う「一般化」とは何か】について、「一般に商船が原子力にすべてかわる」という過去の答弁は、「明らかに推進力として原子力の利用が一般化した状況に当たり得る一例を挙げた答弁」であり、「その答弁自体は踏襲をしてい」る⁵⁴と答弁した。「一例を挙げた」という説明は管見

答弁、「一般化するという状況は、原子力商船が一般化するという状況」（第93回国会衆議院科学技術委員会議録第3号（昭55.10.23）石渡鷹雄科学技術庁原子力局長答弁）。

⁵⁰ 「原子力を推進力とした商船の原子力船の建造ということ将来どうするかということは、いろいろいま検討されている段階」であり、「一般化したという状況に達していないことは明らか」（第63回国会衆議院科学技術振興対策特別委員会議録第9号20頁（昭45.4.15）西田信一科学技術庁長官答弁）、「今日現在、私どもはまだ原子力推進の船舶というものが一般化したというような状況にあるとは考えておりません」（第94回国会衆議院予算委員会第一分科会議録第1号32頁（昭56.2.27）澤田和彦防衛庁防衛局防衛課長答弁）

⁵¹ 「原子力推進の商船が通常化した場合には、自衛隊も保有可能であるというのが従来の見解」だが「現在はまだその条件下にはございません。」（第65回国会衆議院本会議録第7号19頁（昭46.2.16）中曽根康弘防衛庁長官答弁）、「原子力基本法の現行解釈に従えば、我が国が原子力潜水艦を保有することは難しい」（林芳正内閣官房長官記者会見（令6.9.5）〈https://www.kantei.go.jp/jp/tyoukanpress/202409/5_p.html〉）

⁵² 「私は原子力基本法をつくったときの提案者であり、国会に説明した」が、「そのときに明確に、たとえば推進力として普遍性を持つてくる場合には、自衛隊がこれを推進力として使っても、この基本法には違反しない」と説明し、「そういう理解で、あの法案は全会一致で通ったように記憶」している（第63回国会参議院予算委員会第二分科会会議録第2号26頁（昭45.4.14）中曽根康弘防衛庁長官答弁）、「将来、原子力推進ということが商船について一般化した場合に、日本の潜水艦が原子力推進として採用することの可能性を否定するものではない」（第93回国会衆議院科学技術委員会議録第3号8頁（昭55.10.23）石渡鷹雄科学技術庁原子力局長答弁）、「それが一般的に商船として使われるような場合にはつくれるということでもあります。しかし、つくるかつからないかは別です。法解釈としてつくれるという解釈であるということです。」（第63回国会衆議院内閣委員会議録第31号7頁（昭45.10.28）中曽根康弘防衛庁長官答弁）

⁵³ 「推進力として原子力の利用が一般化した状況というものが現在においては想像の域を出ないので、そのような想像をもとにして政府の方針を述べるわけにはまいりませんが、現時点において言う限り、原子力基本法第2条のもとで、原子力を自衛艦の推進力として利用することは毛頭考えておりません。」（第48回国会衆議院科学技術振興対策特別委員会議録第15号10頁（昭40.4.14）愛知揆一科学技術庁長官答弁）、「推進力として原子力の利用というものが一般化する状態というものは、私は早くきたほうが望ましいのじゃないかと思うのです。しかし、それは、現在におきましては想像の域を脱しておりませんから、その場合にどうするということについて「政府の方針を述べるわけにはまいりません」ということは、バックグラウンドを御説明しておるわけでございます。」（第48回国会衆議院科学技術振興対策特別委員会議録第15号11頁（昭40.4.14）愛知揆一科学技術庁長官答弁）、「一般化したときは保有を考えるかについて、「それは仮定の事実ですから何とも言えない」（第48回国会衆議院科学技術振興対策特別委員会議録第15号9頁（昭40.4.14）愛知揆一科学技術庁長官答弁）、「統一見解がつけられました時点での共通した理解では、ストレートにそういう結論[注：自衛艦の推進力として原子力を用いる]に達するのではなくて、そういう時点に至った時点で改めて検討するという理解であった」（第93回国会衆議院科学技術委員会議録第3号8頁（昭55.10.23）石渡鷹雄科学技術庁原子力局長答弁）、「推進力としての原子力の利用が一般化した状況というものは、だいぶ先のことでございます。現在においては想像の域を脱しないわけでございます。したがって、そうした想像をもとにしていろいろ政府の方針をこの際はっきり申し上げるというわけにはいかない」（第48回国会参議院科学技術振興対策特別委員会議録第5号3頁（昭40.5.11）麻生茂防衛庁参事官答弁）。

⁵⁴ 第219回国会参議院外交防衛委員会議録第4号（令7.12.16）小泉進次郎防衛大臣答弁。なお、小泉防衛大臣は、「昭和40年の愛知長官も、この一般化した状況というものが現在においては想像の域を出ないというふうに答弁をしております。これは現在も踏襲をしているところですので、この状況になったら一般化したというような確定をした、そういったものではない」と答弁した（第219回国会参議院外交防衛委

の限りでは過去になく、一般に商船が原子力に全てかわらなくても原子力潜水艦を保有する余地が認められたことになる。

【論点②：現状は一般化しているか】について、高市内閣では、日本では商船において原子力が推進機関として使える状況には現時点ではなっていない⁵⁵とはするが、従来のように【答弁②：現状は一般化していない】とは明確に答弁しなかった。その代わり、「原子力の利用が一般化した状況について、現状がこれに当たるかというお尋ねがあった場合のお答えの仕方といたしましては、原子力の利用が一般化した状況について具体的にお答えすることは困難な旨をお答えしてございます。これは、同じく昭和四十年、愛知長官が、推進力としての原子力利用が一般化した状況というものが現在においては想像の域を出ないと答弁していることを踏襲したものでございます。」⁵⁶と答弁した。同様に、「原子力基本法の現行解釈に従えば、我が国が原子力潜水艦を保有することは難しい」という 2024 年 9 月 5 日の林芳正内閣官房長官の記者会見における発言の当時の状況及び 2025 年 12 月 16 日（質問主意書提出日）現在の状況は、「船舶の推進力としての原子力利用が一般化していない」状況だったかについて、高市内閣は、「愛知科学技術庁長官（当時）が「推進力として原子力の利用が一般化した状況というものが現在においては想像の域を出ない」と答弁しているところ、現在に至るまで、その認識に変更はない。」⁵⁷と答弁した。【推進力として原子力の利用が一般化した状況というものが現在においては想像の域を出ない】という文言は、従来、「将来については想像をもとに政府の方針を述べるわけにはいかない」ことの原因であったが、高市内閣においては、「現状が一般化したかどうかについても判断できない」ことの原因となっているように見える。

【論点③：現状では保有できるのか】について、政府は、前述の林内閣官房長官の発言は「原子力が殺傷力ないし破壊力としてではなく、自衛艦の推進力として使用されることも、船舶の推進力としての原子力利用が一般化していない現状においては、同じく認められない」とする愛知長官答弁と「同趣旨」を述べたもので、同答弁において示された政府の見解に変更はない⁵⁸としたが、「同趣旨」の内容は必ずしも明らかではない。

ウ 非核三原則との関係

政府は、非核三原則にいう「核」とは、核兵器（原子核の分裂又は核融合反応より生ずる放射エネルギーを破壊力又は殺傷力として使用する兵器）をいう⁵⁹ことから、潜水艦の推進機関が原子力というだけでは非核三原則に反しない⁶⁰とする。

エ 核兵器の不拡散に関する条約との関係

核兵器不拡散条約は核兵器その他の核爆発装置の製造、取得の禁止を規定するが、原子力潜水艦の保有について、政府は、同条約の禁止の対象ではないという解釈が同条約

員会会議録第 4 号（令 7.12.16）が、この答弁は、従来の政府の答弁ラインであると考えられる。

⁵⁵ 第 219 回国会参議院外交防衛委員会会議録第 4 号（令 7.12.16）萬浪学防衛省防衛政策局長答弁

⁵⁶ 同上

⁵⁷ 原子力潜水艦の保有及び非核三原則に関する質問に対する答弁書（内閣参質 219 第 79 号、令 7.12.26）

⁵⁸ 同上

⁵⁹ 核拡散防止条約に関する質問に対する答弁書（内閣衆質 74 第 1 号、昭 50.1.10）

⁶⁰ 第 91 回国会参議院予算委員会会議録第 15 号 31 頁（昭 55.3.25）浅尾新一郎外務省北米局長答弁、第 219 回国会参議院外交防衛委員会会議録第 4 号（令 7.12.16）小泉進次郎防衛大臣答弁

の締約国間で一般的であり⁶¹、禁止の対象には含まれない⁶²とする。

オ 日・IAEA保障措置協定との関係

核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定（以下「日・IAEA保障措置協定」という。）は、我が国の平和的な原子力活動に係る全ての核物質につき、その核物質が核兵器その他の核爆発装置に転用されていないことを確認することのみを目的として、国際原子力機関（IAEA）の保障措置を受諾することを定めたものである。しかし、原子力潜水艦は軍事的な機密性が高く、IAEAの保障措置としてその原子炉に対して監視カメラの設置等による査察をすることは事実上難しい。そこで、「海軍の原子力推進のような禁止されていない軍事活動」⁶³を保障措置の適用から除外するため、IAEAは、INFCIRC/153型保障措置協定⁶⁴第14条の規定により、締約国政府が当該原子力活動をIAEAに通報し、当該核物質が核兵器その他の核爆発装置の製造に使用されないこと等を明確にし、締約国政府がIAEAとの合意により、当該核物質が当該原子力活動において使用されている間に限り保障措置が適用されないことについての取決め（以下「14条取決め」という。）を締結すれば、保障措置の適用除外を認めている。日・IAEA保障措置協定第14条、豪州・IAEA保障措置協定第14条⁶⁵及び韓国・IAEA保障措置協定第14条⁶⁶は、INFCIRC/153型保障措置協定第14条と同内容である。これまで、14条取決めが締結された例はない⁶⁷。

2021年9月、豪州・英国・米国の首脳は、3か国間安全保障パートナーシップ「AUKUS」の設立を発表し、2023年3月、豪州・英国・米国は、豪州の通常兵器搭載原子力潜水艦取得に係る方針である「最適な経路（Optimal Pathway）」⁶⁸を発表した。豪州は、原子力潜水艦の取得のためには、14条取決めを締結する必要がある。

2025年11月13日、米国は、韓国による攻撃型原子力潜水艦の建造について、これを承認し、燃料の提供の手段を含め韓国とともに推進していく旨発表した⁶⁹。同月18日、尹炳

⁶¹ 第72回国会衆議院予算委員会議録第14号5頁（昭49.2.7）鈴木文彦外務省国際連合局長答弁

⁶² 第219回国会参議院外交防衛委員会会議録第4号（令7.12.16）茂木敏充外務大臣答弁

⁶³ INTERNATIONAL ATOMIC ENERGY AGENCY, INTERNATIONAL NUCLEAR VERIFICATION SERIES No.3(Rev.1) IAEA SAFEGUARDS GLOSSARY 2022 EDITION, October 2022, p.23 <https://www-pub.iaea.org/MTCD/Publications/PDF/PUB2003_web.pdf>

⁶⁴ INFCIRC/153型保障措置協定は、INTERNATIONAL ATOMIC ENERGY AGENCY, The Structure and Content of Agreements Between the Agency and States Required in Connection with the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, June 1972に掲載。
<<https://www.iaea.org/sites/default/files/publications/documents/infcircs/1972/infcirc153.pdf>>

⁶⁵ The Agreement between Australia and the Agency for the Application of Safeguards in Connection with the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons

⁶⁶ The Agreement of 31 October 1975 Between the Republic of Korea and the Agency for the Application of Safeguards in Connection with the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons

⁶⁷ 田崎真樹子「AUKUS海軍原子力推進力（原子力潜水艦）に係る豪州とIAEAの「第14条取決め」に係る有識者の見解」国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核不拡散・核セキュリティ総合支援センター『ISCN Newsletter (ISCN ニュースレター) No.0336』(2024.12)17頁・18頁。<https://www.jaea.go.jp/04/iscn/nnp_news/attached/0336.pdf#page=8>

⁶⁸ 豪州潜水艦庁ウェブサイト<<https://www.asa.gov.au/sites/default/files/documents/2024-10/00.%20Public%20Report.pdf>>

⁶⁹ The White House, Joint Fact Sheet on President Donald J. Trump's Meeting with President Lee Jae Myung, November 13 2025

世(ユン・ビョンセ)・元外交部長官は、韓米間で合意が締結されれば、韓国・I A E A 保障措置協定による14条取決めをI A E Aと締結することになると発言した⁷⁰。

カ 二国間原子力協力協定との関係

原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定第8条2は、同協定に基づいて移転された核物質等は、いかなる軍事的目的のためにも使用してはならない旨規定する^{71 72}。この「軍事的目的」に原子力潜水艦の保有の目的は含まれるか、同協定に基づいて米国から日本に移転された核物質等を日本は原子力潜水艦の保有のために使用できるかについて、政府は、「次世代の動力」の活用について、現時点において、政府として決定していることはなく、既存の法令及び条約との関係を含め、特定の動力を念頭に具体的な検討を行っておらず、答弁は困難とする⁷³。

5. 防衛装備移転三原則の運用指針の5類型撤廃

(1) 課題の状況

連立政権合意書は、「防衛生産・技術基盤を強化する観点から、令和8年通常国会において「防衛装備移転三原則の運用指針」の五類型を撤廃し」とする。防衛装備の海外移転を行おうとする者は、その移転の前に、外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」という。)第48条第1項の規定に基づく経済産業大臣の許可が必要になる。防衛装備の海外移転に関する外為法の運用基準として、防衛装備移転三原則(2014年4月1日の国家安全保障会議決定・閣議決定)及び防衛装備移転三原則の運用指針(2014年4月1日の国家安全保障会議決定。以下「運用指針」という。)がある。運用指針は、完成品の防衛装備の移転を認め得る案件は、国際共同開発・生産品を除き、「救難」「輸送」「警戒」「監視」「掃海」に係る

<<https://www.whitehouse.gov/fact-sheets/2025/11/joint-fact-sheet-on-president-donald-j-trumps-meeting-with-president-lee-jae-myung/>>

⁷⁰ 『 매일경제』(2025. 11. 18) <<https://www.mk.co.kr/news/contributors/11471164>>

⁷¹ 日本は、米国のほかに、カナダ、フランス、豪州、中国、英国、欧州原子力共同体、カザフスタン、ベトナム、韓国、ヨルダン、ロシア、トルコ、U A E及びインドと原子力協力協定を締結し、いずれも軍事利用禁止の規定があることから、原子力潜水艦の保有では日米と同様の論点があり得る。

⁷² 我が国の議論の参考として、韓米原子力協力協定(대한민국 정부와 미합중국 정부 간의 원자력의 평화적 이용에 관한 협력 협정)第13条がある。同条は、同協定に基づいて移転された核物質等は、いかなる軍事的目的のためにも使用してはならない旨規定する。原子力潜水艦の保有のために同条を改正する必要性について、2025年11月18日、尹炳世・元外交部長官は、韓国紙の取材に対し、豪州は、米国及び英国との原子力協力協定を改正せず、豪州・米国・英国間で豪州の原子力潜水艦導入を特例的に認める条約を締結し、I A E Aと「14条取決め」協議を進めていることから、韓国も、韓米原子力協力協定を改正せず、韓米間の特別合意の形式で米国議会により特例を認められた後、I A E Aと「14条取決め」をすればよい旨述べた(『 매일경제』(2025. 11. 18) <<https://www.mk.co.kr/news/contributors/11471164>>)。

⁷³ 原子力潜水艦の保有及び非核三原則に関する質問に対する答弁書(内閣参質219第79号、令7.12.26)。国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核不拡散・核セキュリティ総合支援センター「核不拡散ポケットブック」は、「軍事目的には、核兵器等、核爆発装置の製造だけでなく、原子力潜水艦用の燃料としての利用も含まれる」とする(2節注9)。<<https://www.jaea.go.jp/04/isdn/archive/pocketbook/pocketbook09.pdf>>なお、旧日米原子力協力協定との関係で、日本の原子力潜水艦の保有が同協定に抵触しないかとの質問に対し、政府は「現行の日米原子力協定の10条の規定によりますと、日本国政府は、米国から供給を受けます特殊核物質、濃縮ウランでございますが、これが原子兵器の研究もしくは開発または他の軍事目的に使用されないことという規定がございます。」とした(第72回国会衆議院予算委員会議録第14号5頁(昭49.2.7)鈴木文彦外務省国際連合局長答弁)。

協力に関する完成品に限っており、これらは「5類型」と称されている。5類型に限定した趣旨について、防衛装備移転三原則の策定当時の国家安保戦略において、我が国が取るべき国家安保上の戦略的アプローチの一つとして海洋安全保障の確保が掲げられていたことも踏まえ、現在の記載に至った⁷⁴とされている。

国家安全保障戦略及び国家防衛戦略は、防衛装備移転三原則や運用指針を始めとする制度の見直しについて検討し、その際、三つの原則そのものは維持しつつ、防衛装備移転の必要性、要件、関連手続の透明性の確保等について十分に検討するとし、これに基づき、防衛装備移転三原則及び運用指針が一部改正された。高市総理は、防衛装備移転は、力による一方的な現状変更を抑止し、我が国にとって望ましい安全保障環境を創出するための重要な政策的手段であるとして、自民党、日本維新の会が合意した5類型の撤廃も、防衛装備移転を更に推進していくという決意が示されたものと受け止めており、防衛装備移転三原則運用指針の見直しを早期に実現すべく検討を進める⁷⁵とした。

（２）課題と過去の政府見解との関係

政府は、防衛装備移転三原則について、武器の輸出によって国際紛争などを助長することを回避して、外国貿易及び国民経済の健全な発達を図るという目的をもって外為法令等の運用基準を定めたものであり、そのような国際紛争を助長することを回避するようなことなどは、憲法の定める平和主義にそぐうものである⁷⁶とした。そのため、日本が掲げる平和主義、平和国家の理念との関係の整理が議論となり得る⁷⁷。

もともと、5類型の撤廃は、政府の外為法の運用の変更であり、行政権の作用である⁷⁸ため、法改正なく政府の決定のみで可能である⁷⁹。国会の関与の方法として、法改正で海外移

⁷⁴ 第219回国会参議院外交防衛委員会会議録第2号19頁（令7.11.20）小泉進次郎防衛大臣答弁

⁷⁵ 第219回国会衆議院本会議録第3号23頁（令7.11.4）

⁷⁶ 第189回国会参議院外交防衛委員会会議録第20号7頁（平27.6.9）横畠裕介内閣法制局長官答弁。なお、近藤正春内閣法制局長官は、「憲法の定める平和主義にそぐうものである」という答弁について、2014年4月1日に閣議決定された防衛装備移転三原則が決められた頃の関係省庁の考え方であり、現時点で変わっているかどうかについて内閣法制局から答弁することではないとした（第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第17号11頁（令6.6.4））。

⁷⁷ 宮澤喜一外務大臣は、「わが国がそこ[筆者注：兵器をめぐる取引]へ入っていくかどうかということについては、やはりどうしても消極的に考えるべきである。たとえ何がしかの外貨の黒字がかせげるといたしましても、わが国は兵器の輸出をして金をかせぐほど落ちぶれてはいないといえますか、もう少し高い理想を持った国として今後も続けていくべきなのであろう。」（第77回国会衆議院外務委員会会議録第8号4頁（昭和51年5月14日））としていた。外務省「平和国家としての60年の歩み（ファクト・シート）」（2005年7月）は、「武器の供給源とならず、武器の売買で利益を得ない（「武器輸出三原則」）」を「平和国家の理念に基づいた我が国の取組み」の実績として挙げた。〈<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taisen/ayumi.html>〉

⁷⁸ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第6号6頁（令6.3.26）木原稔防衛大臣答弁

⁷⁹ 立法府と行政府の権限分配については、次の答弁を参照。「シビリアンコントロールの最終的な担保というものは、もとより国権の最高機関たる立法府、国会の判断でございます。そして、その大枠がございまして、その中でこの部分は行政府に任していいなというのを国会の意思として例えば法律でお決めいただきます。そして、その法律の中でも、ただ行政機関随時やれというのではなくて、例えば、行政に任すけれども、この部分は閣議の決定によってそれを決すべきである、あるいはこの部分については内閣総理大臣の判断によってやるべきだ、あるいは防衛庁の判断でやるべきである、そういうふうに、行政府にゆだねるとしてもなお国会の意思としていろいろな各階段のその歯どめが決められている、こういうことになっていると思います。」（第121回国会衆議院国際平和協力等に関する特別委員会会議録第6号28頁・29頁（平3.10.1）池田行彦防衛庁長官答弁）

転の具体的な要件を法定することも考えられる。ただし、防衛装備移転三原則の前身である武器輸出三原則の法制化の議論の際、政府は、同原則は政府の基本的な政策であり、国民に広範に支持され、周知徹底されている原則であり、法制化する考えはない⁸⁰とした。

6. 自衛隊の階級等の国際標準化

(1) 課題の状況

連立政権合意書は、「現在の自衛隊の「階級」⁸¹、「服制」及び「職種」等の国際標準化を令和8年度中に実行する」とする。これについて、高市総理は、「防衛力の中核は自衛隊員であり、全ての隊員が高い士気と誇りを持って任務に当たることができる環境を整備する必要」から、「スケジュールを含めた進め方を与党⁸²とも御相談をしながら、スピード感を持って検討」する⁸³とした。以下では、適宜、次々頁の表を参照されたい。

(2) 課題と過去の政府見解との関係

自衛官の階級の呼称の問題について、1961年、西村直己防衛庁長官は、世論の納得があれば、大将、中将、少将、大佐、中佐、少佐を使い、兵については曹、士というなじんだ言葉を使ってもよい⁸⁴として、部内に「用語の平易化の委員会」を作り官房長を中心に検討をする⁸⁵とした。①国民になじんだ理解しやすい階級名で呼ぶべき⁸⁶、②責任感を本人も持つと同時に世間の理解も得られ、③「旧軍に返るとかあるいはやたらに旧軍に反抗する」のではなく、「普通の用語」で「国際的に通用する」言葉に変えるべき⁸⁷ことを理由に挙げた。他方、1973年、山中貞則防衛庁長官は、「むしろ、旧軍と同じ呼称を持つに至ったということのほうの逆の効果のほうしかないんじゃないか」⁸⁸とした。

政府は、旧軍と同じ呼称にしなかった理由について、自衛隊が旧軍とは連続していない組織であることを示すためとし、自衛官の階級呼称を「万国共通の呼び名」に改めることについては、①現在の呼称は、既に1954年の制定以来50年以上（答弁当時。現時点では70年以上）が経過し、自衛隊内部及び国民の間に既に定着しており、②「大佐」は、米陸軍及び米空軍ではカーネル、米海軍ではキャプテン、陸自では一等陸佐、海自では一等海佐、

⁸⁰ 第103回国会衆議院外務委員会議録第4号16頁（昭60.12.13）安倍晋太郎外務大臣答弁

⁸¹ 自衛隊法第32条に規定されている自衛官の階級は、陸上自衛隊については、陸将、陸将補、一等陸佐、二等陸佐、三等陸佐、一等陸尉、二等陸尉、三等陸尉、准陸尉、陸曹長、一等陸曹、二等陸曹、三等陸曹、陸士長、一等陸士及び二等陸士。海上自衛隊については、海将、海将補、一等海佐、二等海佐、三等海佐、一等海尉、二等海尉、三等海尉、准海尉、海曹長、一等海曹、二等海曹、三等海曹、海士長、一等海士及び二等海士。航空自衛隊については、空将、空将補、一等空佐、二等空佐、三等空佐、一等空尉、二等空尉、三等空尉、准空尉、空曹長、一等空曹、二等空曹、三等空曹、空士長、一等空士及び二等空士である。

⁸² 日本維新の会憲法改正調査会・安全保障調査会「提言 21世紀の国防構想と憲法改正」（令7.9.18）は、自衛隊の階級及び服制は、「軍として国際標準の呼称等に統一すること（例：陸海空幕僚長たる陸海空将は大将、その他の陸海空将は中将、陸海空将補は少将と呼称する等）が不可欠」とする。

⁸³ 第219回国会衆議院本会議録第3号23頁（令7.11.4）高市早苗内閣総理大臣答弁

⁸⁴ 第38回国会衆議院予算委員会議録第18号33頁（昭36.2.24）

⁸⁵ 第38回国会参議院予算委員会議録第二分科会第2号10頁（昭36.3.28）

⁸⁶ 第38回国会衆議院予算委員会議録第18号30頁（昭36.2.24）

⁸⁷ 第38回国会参議院予算委員会第二分科会議録第2号10頁（昭36.3.28）

⁸⁸ 第71回国会参議院内閣委員会議録第30号3頁（昭48.9.19）

空自では一等空佐であり、英国系の軍隊では空軍の大佐はグループキャプテンであり、必ずしも万国的な、国際的にも同じような呼び方があるわけではない⁸⁹とする。また、日本語で言うわけではなく、一等陸佐はカーネル、一等海佐はキャプテンと言えれば問題なく通るので、海外の現場で特に問題はない⁹⁰とする。次頁の表にあるように、米仏独では、階級の序列化に「大・中・少」の意味の単語を用いていない。

また、NATOは、士官をOF、他の階級をORとする軍人の等級を示す共通の符号（以下「等級符号」という。）を設けているが、これは、統計、報告、NATOポストへの人事等に用いられ、各国の既存の等級に影響を与えない⁹¹。将、将補のみで、1つ星の将官がない自衛隊と3階級以上に分かれている外国の将官の関係を「横並びで一概に比較することは大変難しい問題」⁹²、「自衛隊と外国の軍隊とは編成などが異なり、自衛官と外国軍人の階級を正確に比較することは困難」⁹³とされるが、NATO加盟国でも等級符号に相当する階級がない軍があり、例えば、米軍の「准尉」は米軍にしかないため米軍独自の符号(W)が設けられ、英軍には海軍及び空軍のOR-8とOR-3、仏軍には海軍及び空軍のOR-7に相当する階級がない。また、仏陸軍では、フランス国内法上、「少将」(Général de Division: 師団将軍)が最高位の階級であり、「中将」(Général de Corps d'Armée: 軍団将軍)と「大将」(Général d'Armée: 軍将軍)は、「階級」(grade)ではなく、「少将」の「序列と呼称」(rang et appellation)である⁹⁴。自衛隊と旧軍の階級についても、「制度が異なるため正確な対比はできない。特に、自衛隊の将及び将補と旧軍の大将、中将、少将並びに自衛隊の曹長以下と旧軍の下士官の対比は困難」⁹⁵とされる。

自衛隊は、「陸海空軍その他の戦力」(憲法第9条第2項)ではない実力組織と解され、自衛のための必要最小限度の武力行使のみ認められ、交戦権が認められない(同項)という憲法上の制約があるため、「表面的にアメリカの軍隊と似ていても、日本の自衛隊は本質的に違う」⁹⁶。政府は、自衛隊には「憲法上の制約があり」「伸び伸びとした外国の軍隊とは違う」点を「むしろ強調するために、われわれは自衛隊、自衛力という言葉を使っている」、自衛隊について「本心はやはり軍隊とは思っていない」⁹⁷とする。また、憲法第9条第2項により戦力の保持が禁止されていることから「自衛隊」と呼んでおり、「大将とか中将と言わずに、陸将とか空佐というような名前を使っておることは適当」⁹⁸とする。法制上、自衛官は、大日本帝国憲法における「陸海軍」の「軍人」と同じではなく、「戦力」未満の実力組織の構成員である「自衛官」であることに留意する必要がある。

⁸⁹ 第165回国会衆議院安全保障委員会議録第10号21頁(平18.11.28)増田好平防衛庁人事教育局長答弁

⁹⁰ 同上

⁹¹ NATOは、標準化協定である“STANAG 2116”に基づき“NATO STANDARD APersP-01 NATO CODES FOR GRADES OF MILITARY PERSONNEL”(Edition A, Version 3 JUNE 2022)を制定した。等級符号を設定し、加盟国の階級が比較できる一覧表にしている。<<https://nso.nato.int/nso/nsdd/main/standards/ap-details/3319/EN>>

⁹² 第113回国会参議院内閣委員会会議録第6号26頁(昭63.10.18)児玉良雄防衛庁人事局長答弁

⁹³ 防衛庁『平成16年版日本の防衛－防衛白書－』266頁

⁹⁴ 「国防法典」(Code de la défense) L4131-1条II³

⁹⁵ 『防衛ハンドブック2025』(朝雲出版社、2025年)296頁

⁹⁶ 第96回国会衆議院内閣委員会議録第18号5頁(昭57.7.8)角田禮次郎内閣法制局長官答弁

⁹⁷ 第84回国会衆議院内閣委員会議録第27号28頁(昭53.8.16)真田秀夫内閣法制局長官答弁

⁹⁸ 第24回国会衆議院内閣委員会議録第37号11頁(昭31.4.19)船田中防衛庁長官答弁

表 陸軍の軍人及び陸上自衛官の階級等

NATO等級符号	米国陸軍	フランス陸軍	ドイツ陸軍	韓国陸軍	陸上自衛隊	旧陸軍
OF-10	相当する階級なし	Maréchal de France [フランスの概舎の僕]	相当する階級なし	원수 : 元帥	元帥なし	元帥大将
OF-9	General (大将) [将軍]	Général d'Armée [軍将軍]	General [将軍]	대장 : 大将	陸将	大将
OF-8	Lieutenant General (中将) [将軍代行]	Général de Corps d'Armée [軍団将軍]	Generalleutnant [将軍代行]	중장 : 中将		中将
OF-7	Major General (少将) [大官将軍]	Général de Division [師団将軍]	Generalmajor [大官将軍]	소장 : 少将	陸将補	少将
OF-6	Brigadier General (准将) [旅団長将軍]	Général de Brigade [旅団将軍]	Brigadegeneral [旅団将軍]	준장 : 准将	准将なし	准将なし
OF-5	Colonel (大佐) [縦隊長 : 仏語のColonelに由来]	Colonel [縦隊長 : 西語のcolonela (縦隊長)に由来]	Oberst [最上級官]	대령 : 大領	一等陸佐	大佐
OF-4	Lieutenant Colonel (中佐) [縦隊長代行]	Lieutenant-Colonel [縦隊長代行]	Oberstleutnant [最上級官代行]	중령 : 中領	二等陸佐	中佐
OF-3	Major (少佐) [大官 : ラテン語のmagnus (大きな)の比較級に由来]	Commandant [指揮官]	Major [大官]	소령 : 少領	三等陸佐	少佐
OF-2	Captain (大尉) [頭領 : 仏語のCapitaineに由来]	Capitaine [頭領 : ラテン語のcaput (頭)に由来]	Stabshauptmann [幕僚主任員]、Hauptmann [主任員]	대위 : 大尉	一等陸尉	大尉
OF-1	First Lieutenant (中尉) [一等代行]	Lieutenant [代行]	Oberleutnant [上級代行]	중위 : 中尉	二等陸尉	中尉
	Second Lieutenant (少尉) [二等代行]	Sous-Lieutenant [下等代行]	Leutnant [代行]	소위 : 少尉	三等陸尉	少尉
W-1 ~ W-5	Warrant Officer (准尉)	—	—	준위 : 准尉	准陸尉	准尉
OR-9	Sergeant Major (上級曹長) [大官軍吏]	Major [大官] Adjudant-Chef [補佐官長]	Oberstabsfeldwebel [上級幕僚野戦使丁]	원사 : 元士	陸曹長	曹長
OR-8	Master Sergeant (曹長) [軍吏長]	Adjudant [補佐官]	Stabsfeldwebel [幕僚野戦使丁]、Hauptfeldwebel [主任野戦使丁]	상사 : 上士	一等陸曹	軍曹
OR-7	Sergeant First Class (一等軍曹) [一等軍吏]	Sergent-Chef [軍吏長]	Hauptfeldwebel [主任野戦使丁]	중사 : 中士	二等陸曹	軍曹
OR-6	Staff Sergeant (二等軍曹) [幕僚軍吏]	Sergent-Chef [軍吏長]	Oberfeldwebel [上級野戦使丁]、Feldwebel [野戦使丁]	하사 : 下士	—	—
OR-5	Sergeant (三等軍曹) [軍吏 : 仏語のSergentに由来]	Sergent [軍吏 : ラテン語のservientem (仕える人、従者)に由来]	Stabsunteroffizier [幕僚下士]、Unteroffizier [下士]	병장 : 兵長	三等陸曹	伍長
OR-4	Corporal (伍長) [団長 : 伊語のcaporale→仏語が「身体」を意味するラテン語のcorpus・仏語のcorpsが混ざった発音corporalを採用→英語が導入]	Caporal Chef [尖頭兵長]	Stabskorporal [幕僚団長]、Korporal [団長]、Oberstabsgefreiter [上級幕僚立哨任務解除兵]、Stabsgefreiter [幕僚立哨任務解除兵]	상등병 : 上等兵	陸士長	兵長 上等兵
OR-3	Private First Class (上等兵) [一等無官兵]	Caporal [尖頭兵 : 伊語のcaporale, de capo (頭の)に由来]	Hauptgefreiter [主任立哨任務解除兵]、Obergefreiter [上級立哨任務解除兵]	일등병 : 一等兵	一等陸士	一等兵
OR-2	Private E-2 (二等兵) [無官兵]	Soldat de 1ère Classe [一等兵]	Gefreiter [立哨勤務解除兵]	이등병 : 二等兵	二等陸士	二等兵
OR-1	Private E-1 (二等兵) [無官兵]	Soldat [兵]	Grenadier [擲弾兵]	훈련병 : 訓練兵	—	—

※ 黒枠は、脚注90の“NATO STANDARD APersP-01 NATO CODES FOR GRADES OF MILITARY PERSONNEL”の記述内容。OFは士官、ORは他の階級。WはOF・ORとは別系統の准士官。フランス陸軍のOF-10は階級ではなく、称号(旧陸軍の元帥大将(正式には元帥陸軍大将)も称号)。OR-5からOR-9までは、下士官とされている。

※ 陸上自衛隊及び旧陸軍の比較は、脚注93と脚注95の資料を参考にした目安にすぎず、正確な比較は困難である。

※ () は、米軍の階級の意識。[] は、語源・原義に近い直訳・造語(直訳が困難なものは定訳)で、『五国対照兵語字書』(参謀本部、1881年)、新井藤次郎編『英和通語:新撰絵入』(近藤清太郎、1886年)、ヴァンドリエス著『言語学概論 : 言語研究と歴史』(刀江書院、1938年)、服部正己訳『ゲグンタートー言語学の基本問題』(大学書林、1967年)、高井三郎『知っておきたい現代軍事用語 [解説と使い方]』(アリアドネ企画、2006年)、Raymond Oliver, Why is the Colonel Called “Kernal”?, Office of History, Sacramento Air Logistics Center, 1983等を参考に作成。

※ 韓国軍の階級は、「軍人事法」(군인사법)第3条に規定。漢字は、日本語訳ではなく、ハンガルの漢字表記。韓国軍の階級は、米軍の階級と対応させた。両者の関係は、米陸軍第8軍の“EIGHTH ARMY Blue Book” APPENDIX A. U.S. AND ROK RANK STRUCTURESを参照。<<https://8tharmy.korea.army.mil/site/assets/doc/resource/8A-Blue-Book.pdf>>

(出所) 筆者作成

(おざき よういち)